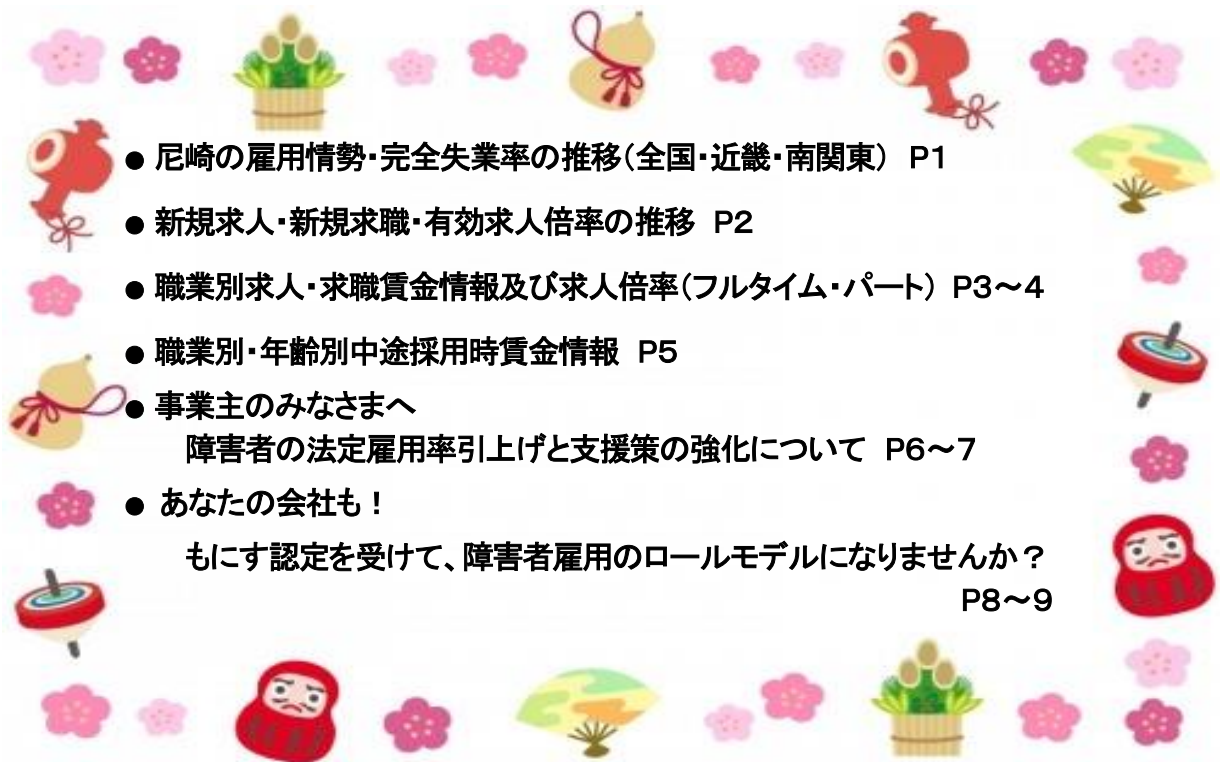


ハローワーク あまがさき



令和6年11月内容



- 尼崎の雇用情勢・完全失業率の推移(全国・近畿・南関東) P1
- 新規求人・新規求職・有効求人倍率の推移 P2
- 職業別求人・求職賃金情報及び求人倍率(フルタイム・パート) P3~4
- 職業別・年齢別中途採用時賃金情報 P5
- 事業主のみなさまへ
障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について P6~7
- あなたの会社も!
もにす認定を受けて、障害者雇用のロールモデルになりませんか?
P8~9

「全力応援」宣言!

発行 尼崎公共職業安定所



〒660-0827

尼崎市西大物町12-41 アマゴッタ2F



ハローワーク尼崎

産業雇用情報官：TEL 06-7664-8602 FAX 06-6487-0351
求人部門：TEL 06-7664-8620 FAX 06-6487-0351
雇用保険適用課：TEL 06-7664-8603 FAX 06-6487-0353
学卒部門：TEL 06-7664-8619 FAX 06-6487-0353



厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>

兵庫労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>

◎ 尼崎の雇用情勢

(1) 求人の状況

11月の新規求人数(全数)は、2,515人と前月比▲9.8%、前年同月比▲2.6%となりました。
 また、月間有効求人数(全数)は、7,932人と前月比▲1.1%、前年同月比▲10.8%となりました。
 主要産業別の新規求人を見ると、対前月比において増加した業種は、運輸業、郵便業:315人(前月比146.1%増、前年同月比38.2%増)、教育、学習支援業:25人(前月比177.8%増、前年同月比▲32.4%)、一方、減少した業種は、建設業:224人(前月比▲22.2%、前年同月比▲5.5%)、製造業:261人(前月比▲18.4%、前年同月比28.6%増)、電気・ガス・熱供給・水道業:0人(前月比▲100.0%、前年同月比0.0%)、情報通信業:16人(前月比▲23.8%、前年同月比▲84.8%)、卸売業、小売業:143人(前月比▲30.2%、前年同月比▲30.2%)、金融業、保険業:0人(前月比▲100.0%、前年同月比0.0%)、不動産業、物品賃貸業:45人(前月比▲29.7%、前年同月比▲23.7%)、学術研究、専門・技術サービス業:63人(前月比▲49.2%、前年同月比▲38.8%)、宿泊業、飲食サービス業:52人(前月比▲58.7%、前年同月比▲29.7%)、生活関連サービス業、娯楽業:5人(前月比▲80.0%、前年同月比▲85.7%)、医療、福祉:912人(前月比▲2.3%、前年同月比12.5%増)、サービス業:435人(前月比▲11.8%、前年同月比▲5.0%)となりました。

(2) 求職の状況

11月の新規求職申込件数(全数)は、1,150人と前月比▲19.3%、前年同月比▲2.8%となりました。
 また、月間有効求職者数(全数)は、6,566人と前月比▲2.3%、前年同月比▲8.9%となりました。
 うち、新規常用求職者(臨時・季節・パート除く)は、694人で前年同月比▲5.1%となりました。
 離職者は、525人で前年同月比▲4.5%となりました。理由別では、事業主都合離職者は、104人で前年同月比1.0%増、自己都合離職者は、397人で前年同月比▲3.9%となりました。
 また、無業者は、49人で前年同月比48.5%増となりました。

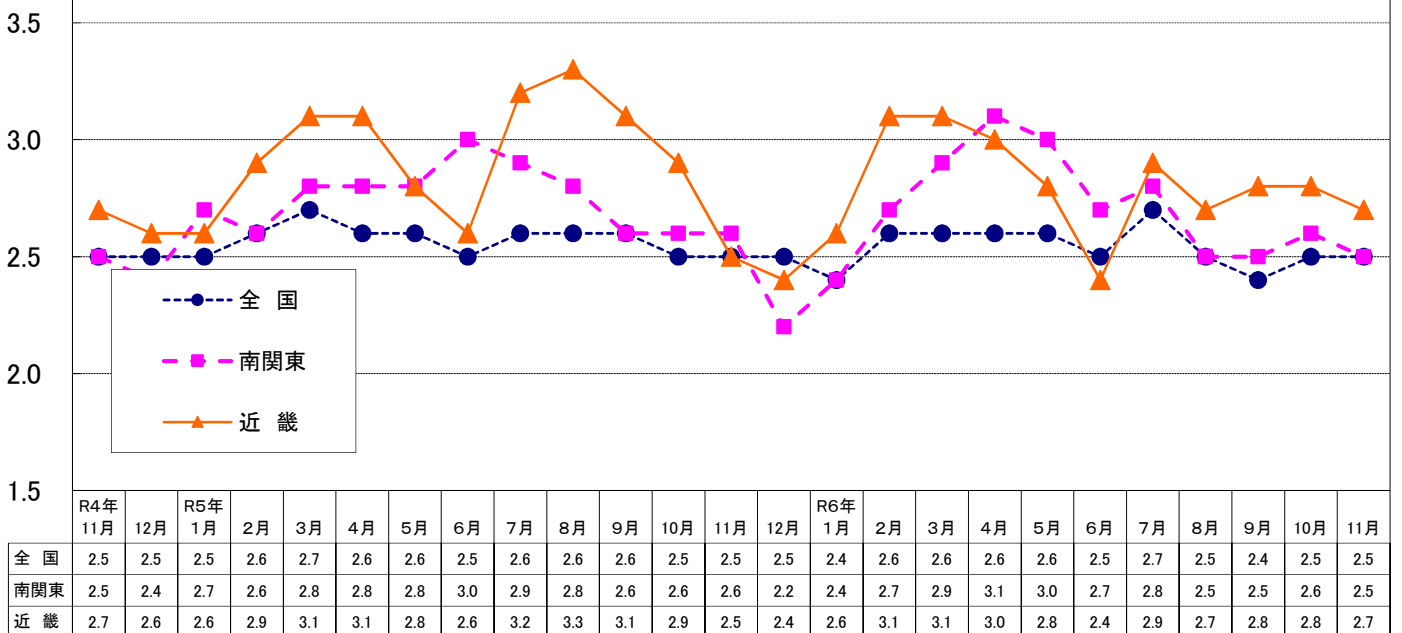
(3) 求人倍率の状況(原数値)

11月の有効求人倍率は、1.21倍で前年同月比0.02ポイント下降しました。
 11月の新規求人倍率は、2.19倍で前年同月比0.01ポイント上昇しました。

11月の主要指数(令和6年12月27日公表) ※オンライン関連件数を含む

有効求人倍率	1.21	前年同月比0.02ポイント減少(前月比0.02ポイント上昇)
有効求人数	7,932	前年同月比10.8%減少(前月比1.1%減少)
有効求職者数	6,566	前年同月比8.9%減少(前月比2.3%減少)
新規求人数	2,515	前年同月比2.6%減少(前月比9.8%減少)
新規求職者数	1,150	前年同月比2.8%減少(前月比19.3%減少)

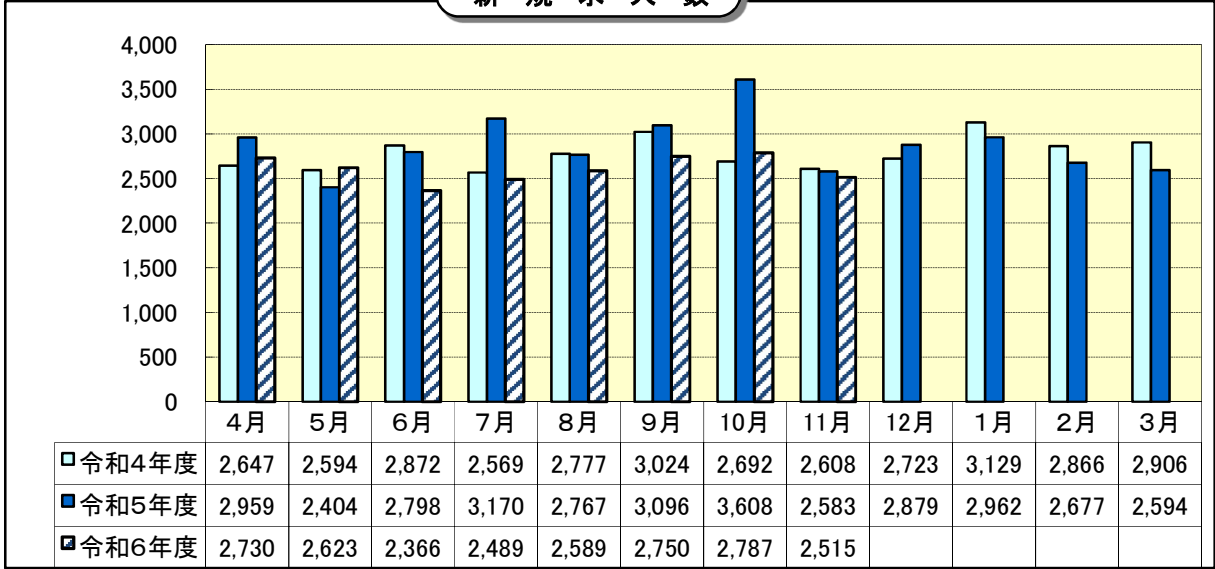
完全失業率の推移グラフ



※全国の完全失業率は季節調整値、南関東・近畿は原数値 完全失業率 出典(総務省「労働力調査」)

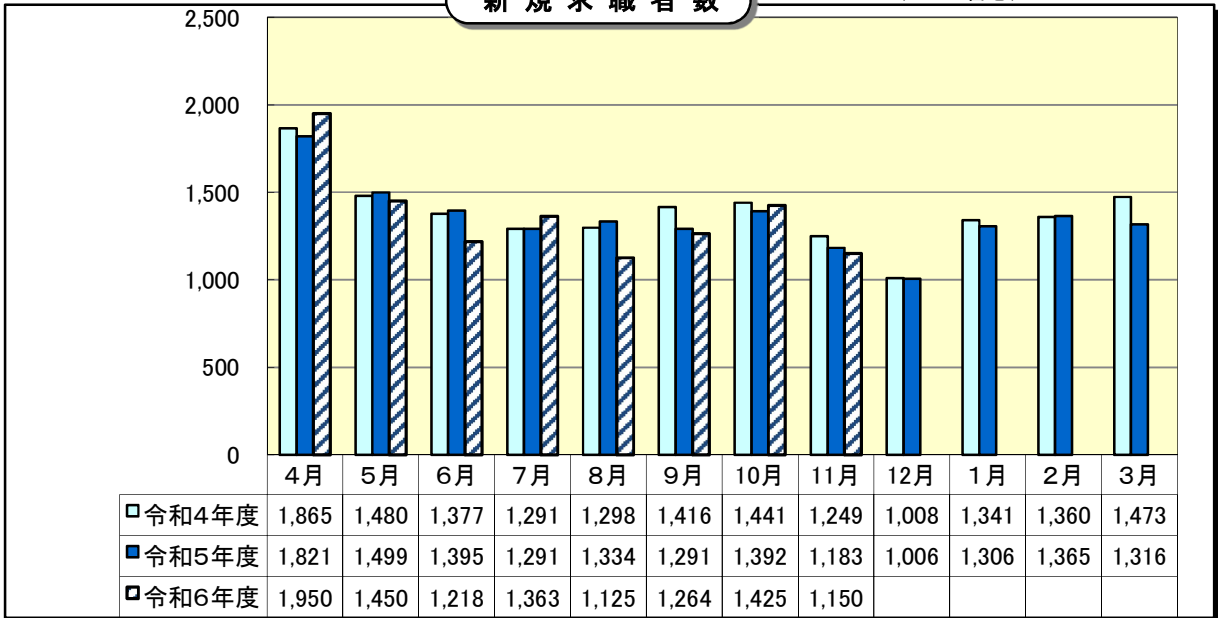
新規求人数

(パート含む)



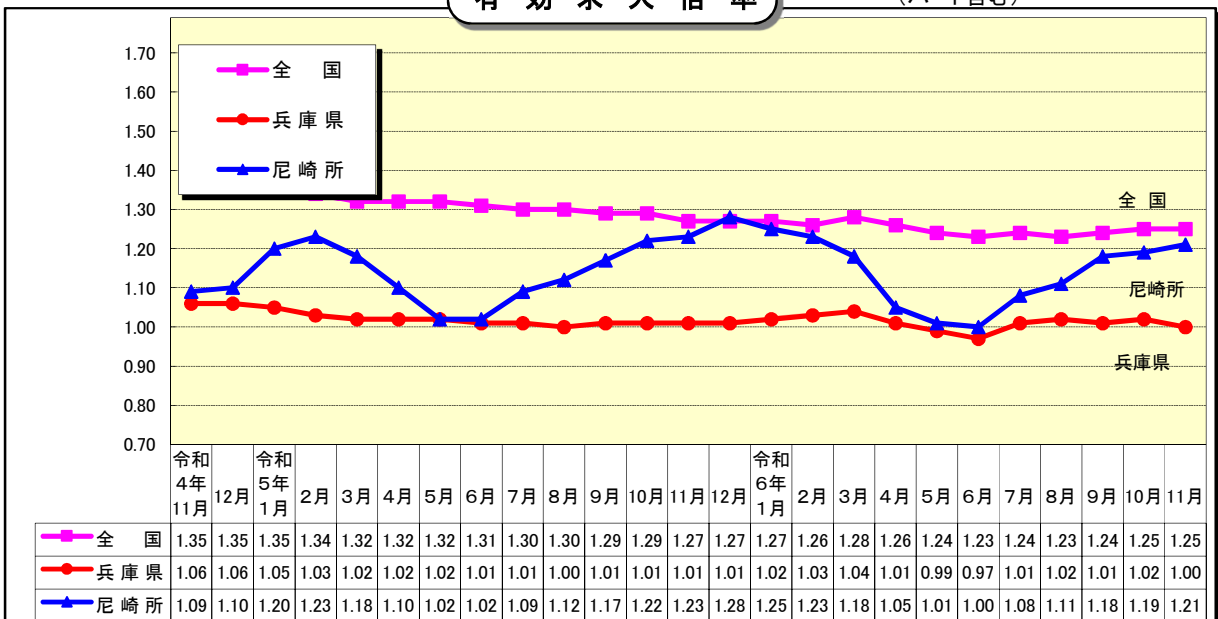
新規求職者数

(パート含む)



有効求人倍率

(パート含む)



※「全国」と「兵庫県」の有効求人倍率は季節調整値。令和6年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
 ※「尼崎所」の有効求人倍率は原数値(季節調整なし)

職業別求人・求職賃金情報(常用フルタイム)

令和6年11月 内容

ハローワーク尼崎

職 種	項 目	求人賃金 月額 (円)		求職希望賃金 月額 (円)	有効求人数	有効求職数	有効 求人倍率
		上限平均	下限平均				
専門的・技術的職業従事者		330,705	239,861	292,793	1,176	664	1.77
	製造技術者(開発)	371,812	228,394	316,000	153	35	4.37
	製造技術者(開発を除く)	367,385	229,600	570,714	73	56	1.30
	建築・土木・測量技術者	440,060	262,881	263,333	173	27	6.41
	情報処理・通信技術者	460,222	258,889	250,625	88	118	0.75
	その他の技術者	250,000	185,000	200,000	10	4	2.50
	医師・歯科医師・獣医師・薬剤師	439,571	288,121	366,667	18	9	2.00
	保健師・助産師・看護師	310,303	261,304	281,111	211	94	2.24
	医療技術者	289,438	236,876	262,500	113	30	3.77
	その他の保健医療従事者	264,104	213,321	200,000	44	23	1.91
	社会福祉専門職業従事者	261,032	218,945	214,500	249	98	2.54
	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	316,667	228,667	222,500	10	89	0.11
	その他の専門的職業従事者	250,000	230,000	260,000	7	43	0.16
管理的職業従事者		392,500	285,000	262,500	12	17	0.71
事務従事者		252,357	202,856	227,852	335	1,036	0.32
	一般事務従事者	232,475	191,158	221,753	205	811	0.25
	会計事務従事者	302,098	245,227	250,000	29	93	0.31
	生産関連事務従事者	263,404	202,377	275,000	44	41	1.07
	営業・販売事務従事者	275,738	213,220	227,500	54	66	0.82
	事務用機器操作員	280,000	240,000	213,333	2	16	0.13
販売従事者		311,920	235,219	256,500	314	232	1.35
	商品販売従事者	260,097	213,501	219,412	70	111	0.63
	営業職業従事者	336,598	245,561	286,818	240	114	2.11
サービス職業従事者		256,217	216,069	226,667	710	316	2.25
	介護サービス職業従事者	251,643	216,790	216,471	446	106	4.21
	保健医療サービス職業従事者	237,485	194,881	250,000	95	22	4.32
	生活衛生サービス職業従事者	0	0	200,000	18	39	0.46
	飲食物調理従事者	262,887	218,866	247,333	43	58	0.74
	接客・給仕職業従事者	346,833	266,970	225,000	78	40	1.95
	居住施設・ビル等管理人	0	0	246,000	2	20	0.10
	その他のサービス職業従事者	194,863	160,363	177,500	28	31	0.90
保安職業従事者		193,206	185,791	180,000	275	33	8.33
農林漁業従事者		236,875	236,875	0	4	9	0.44
輸送・機械運転従事者		280,573	228,161	272,963	341	160	2.13
	自動車運転従事者	282,084	235,255	276,190	242	101	2.40
	その他の輸送従事者	215,644	196,334	350,000	39	18	2.17
	定置・建設機械運転従事者	302,967	219,550	244,000	60	40	1.50
生産工程従事者		315,935	214,824	232,051	575	244	2.36
	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	304,557	213,357	209,000	221	52	4.25
	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	250,961	200,661	250,000	118	53	2.23
	機械組立従事者	290,348	198,642	205,000	77	38	2.03
	機械整備・修理従事者	384,902	226,313	226,667	76	19	4.00
	生産関連・生産類似作業従事者	326,238	224,018	240,000	41	42	0.98
建設・探掘従事者		349,643	220,911	255,000	467	48	9.73
	建設躯体工事従事者	409,000	259,500	275,000	46	7	6.57
	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	382,488	229,746	293,333	157	14	11.21
	電気工事従事者	323,226	201,746	221,667	190	21	9.05
	土木作業従事者	385,542	303,417	300,000	74	6	12.33
運搬・清掃・包装等従事者		250,101	210,144	435,745	249	311	0.80
	運搬従事者	257,524	216,800	229,630	147	138	1.07
	清掃従事者	243,090	199,045	167,142	55	43	1.28
	その他の運搬・清掃・包装等従事者	234,790	201,828	203,636	39	126	0.31
職業計		297,849	223,348	264,832	4,458	4,072	1.09

- ※ 有効求人倍率において、対応する求人数が0人の場合は「0.00」、求職者数が0人の場合は「空白」表示となります。
- ※ 求職希望賃金は新規求職者のみ計上しているため、有効求職者数が計上されていても「0」の場合があります。
- ※ 分類不能の職業、稀少な職業は省略している場合があります。
- ※ 職業欄は同一カテゴリにおいて代表的な職業、または包括的な表記をしています。
- ※ 求人賃金は新規求人のみ計上しているため、「0」の場合があります。

職業別求人・求職賃金情報(常用パート)

令和6年11月 内容

ハローワーク尼崎

職 種	項 目	求人賃金 時間給 (円)		求職希望賃金 時間給 (円)	有効求人数	有効求職数	有効 求人倍率
		上限平均	下限平均				
専門的・技術的職業従事者		1,618	1,420	1,429	497	281	1.77
	製造技術者(開発)	0	0	0	0	3	0.00
	製造技術者(開発を除く)	0	0	1,084	0	19	0.00
	建築・土木・測量技術者	0	0	1,267	4	6	0.67
	情報処理・通信技術者	0	0	1,150	2	11	0.18
	その他の技術者	0	0	0	0	0	
	医師・歯科医師・獣医師・薬剤師	2,433	1,850	1,451	11	12	0.92
	保健師・助産師・看護師	1,812	1,596	1,682	142	68	2.09
	医療技術者	1,691	1,593	1,620	51	32	1.59
	その他の保健医療従事者	1,530	1,287	1,150	34	12	2.83
	社会福祉専門職業従事者	1,284	1,161	1,200	213	51	4.18
	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0	0	1,233	9	27	0.33
	その他の専門的職業従事者	1,594	1,458	1,725	9	17	0.53
管理的職業従事者		0	0	0	0	1	0.00
事務従事者		1,196	1,118	1,151	303	482	0.63
	一般事務従事者	1,193	1,116	1,149	203	390	0.52
	会計事務従事者	1,100	1,052	1,060	15	36	0.42
	生産関連事務従事者	0	0	2,000	5	10	0.50
	営業・販売事務従事者	1,127	1,095	1,233	11	23	0.48
	事務用機器操作員	1,350	1,150	1,100	38	22	1.73
販売従事者		1,256	1,188	1,151	83	98	0.85
	商品販売従事者	1,256	1,188	1,126	78	89	0.88
	営業職業従事者	0	0	1,250	5	7	0.71
サービス職業従事者		1,300	1,181	1,103	985	291	3.38
	介護サービス職業従事者	1,364	1,219	1,142	562	80	7.03
	保健医療サービス職業従事者	1,450	1,315	1,150	58	10	5.80
	生活衛生サービス職業従事者	0	0	1,333	5	19	0.26
	飲食物調理従事者	1,192	1,111	1,066	267	87	3.07
	接客・給仕職業従事者	1,093	1,060	1,060	34	40	0.85
	居住施設・ビル等管理人	1,100	1,100	1,060	9	22	0.41
	その他のサービス職業従事者	1,196	1,108	1,060	46	29	1.59
保安職業従事者		1,099	1,099	1,060	173	22	7.86
農林漁業従事者		0	0	0	6	2	3.00
輸送・機械運転従事者		1,185	1,110	1,124	104	47	2.21
	自動車運転従事者	1,192	1,099	1,076	92	38	2.42
	その他の輸送従事者	0	0	1,350	0	3	0.00
	定置・建設機械運転従事者	1,157	1,157	1,060	12	6	2.00
生産工程従事者		1,176	1,089	1,075	91	66	1.38
	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	0	0	1,092	7	9	0.78
	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	1,157	1,083	1,079	53	32	1.66
	機械組立従事者	1,300	1,052	1,060	10	6	1.67
	機械整備・修理従事者	0	0	0	3	6	0.50
	生産関連・生産類似作業従事者	1,500	1,200	0	6	5	1.20
建設・探掘従事者		0	0	0	15	7	2.14
	建設躯体工事従事者	0	0	0	0	0	
	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	0	0	0	2	5	0.40
	電気工事従事者	0	0	0	0	0	
	土木作業従事者	0	0	0	13	2	6.50
運搬・清掃・包装等従事者		1,164	1,130	1,061	397	436	0.91
	運搬従事者	1,241	1,132	1,061	57	48	1.19
	清掃従事者	1,161	1,141	1,073	215	121	1.78
	その他の運搬・清掃・包装等従事者	1,158	1,113	1,060	102	257	0.40
職業計		1,322	1,211	1,149	2,654	2,471	1.07

※ 有効求人倍率において、対応する求人数が0人の場合は「0.00」、求職者数が0人の場合は「空白」表示となります。

※ 求職希望賃金は新規求職者のみ計上しているため、有効求職者数が計上されていても「0」の場合があります。

※ 分類不能の職業、稀少な職業は省略している場合があります。

※ 職業欄は同一カテゴリにおいて代表的な職業、または包括的な表記をしています。

※ 求人賃金は新規求人のみ計上しているため、「0」の場合があります。

職業別・年齢別中途採用時賃金情報 令和6年7月～令和6年9月 (単位千円)

職業別	安定所	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
職業計	尼崎	197	217	247	257	274	282	284	278	284	278	213
	西宮	200	225	256	256	268	268	271	266	269	252	211
	伊丹	215	215	248	259	252	275	267	248	269	256	210
	梅田	208	233	260	287	306	317	316	299	327	295	240
	淀川	186	220	251	273	283	294	287	287	280	262	223
	池田	219	218	255	263	267	268	265	275	265	260	206
専門的・技術的職業	尼崎	210	215	258	287	285	320	286	319	307	313	267
	西宮	195	241	289	277	280	275	284	289	289	282	260
	伊丹	217	243	274	288	270	323	293	254	284	300	368
	梅田	213	243	272	307	327	347	346	340	374	310	288
	淀川	199	232	263	286	307	319	301	305	295	302	218
	池田	172	228	275	287	285	286	292	304	297	308	251
管理的職業	尼崎	-	180	236	354	331	405	323	439	481	519	317
	西宮	-	-	364	500	317	306	327	374	363	321	-
	伊丹	-	-	300	200	580	366	448	-	358	700	255
	梅田	210	251	276	289	371	451	453	448	541	505	340
	淀川	270	254	256	396	288	459	441	387	450	497	310
	池田	220	195	235	283	284	316	474	366	501	353	250
事務的職業	尼崎	183	216	253	257	274	279	283	256	323	379	264
	西宮	154	205	223	240	255	252	250	240	267	199	170
	伊丹	-	204	207	217	236	281	277	238	241	273	144
	梅田	216	223	251	290	312	325	337	303	345	352	263
	淀川	209	230	252	264	295	297	308	279	375	248	271
	池田	-	215	241	268	268	279	240	272	198	310	200
販売の職業	尼崎	260	218	248	262	294	268	348	255	344	439	404
	西宮	212	215	233	256	280	296	277	291	314	201	250
	伊丹	200	187	229	339	236	175	208	282	300	200	-
	梅田	206	238	266	298	338	336	357	310	331	259	219
	淀川	228	230	250	272	287	292	310	335	294	273	238
	池田	202	223	240	254	288	295	280	322	258	275	188
サービスの職業	尼崎	185	212	218	236	263	244	298	234	240	235	187
	西宮	191	223	228	239	252	257	247	255	214	229	207
	伊丹	160	202	235	214	240	248	230	236	248	195	179
	梅田	206	234	254	273	284	293	284	271	270	247	203
	淀川	151	199	235	258	252	261	247	250	232	226	205
	池田	239	205	246	239	247	242	249	242	250	237	203
保安の職業	尼崎	-	-	211	221	199	213	214	120	229	200	182
	西宮	-	-	280	246	218	-	225	255	254	223	173
	伊丹	-	215	220	220	-	120	210	160	220	185	158
	梅田	197	216	192	249	220	200	225	245	211	215	177
	淀川	-	233	204	187	150	183	195	210	203	193	174
	池田	180	230	-	190	180	200	203	240	214	150	139
農林漁業の職業	尼崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	西宮	-	-	-	-	-	-	-	-	192	-	-
	伊丹	250	325	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	梅田	-	247	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	淀川	245	260	230	250	-	227	237	259	-	-	625
	池田	-	-	-	-	192	-	-	-	350	-	-
運輸・通信の職業	尼崎	165	243	278	237	266	286	251	277	261	208	173
	西宮	240	220	262	270	222	242	244	260	253	257	164
	伊丹	-	231	243	235	245	239	254	248	271	227	218
	梅田	228	235	254	247	251	238	245	247	272	279	256
	淀川	233	235	237	262	269	274	258	271	279	236	216
	池田	234	213	215	235	253	212	239	229	211	203	184
生産工程・労務の職業	尼崎	200	224	252	239	269	257	275	276	269	239	230
	西宮	203	226	235	241	294	291	328	275	316	270	196
	伊丹	221	210	247	240	238	256	263	282	262	344	205
	梅田	204	221	242	253	247	284	274	270	240	211	256
	淀川	210	213	247	261	267	245	270	306	275	279	278
	池田	222	226	257	268	266	285	281	290	278	224	183

* この表は、ハローワークに提出された「雇用保険被保険者資格取得届」に記載された賃金の平均額です。(単位千円)

* これには、基本賃金にその他手当が含まれています。

* サンプル数が少ないケースもあることをご了承ください。

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和6年度		令和7年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5%	⇒	除外率引き下げ	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上		(下記Point②)	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	変更前 除外率	変更後 除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%



Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point

④

**障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）しました。
（令和6年4月以降）****▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設しました。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充しました。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化しました。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。



▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。
- なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

あなたの会社も！

もにす認定を受けて、障害者雇用の ロールモデルになりませんか？

障害者雇用 中小事業主認定



2024年度

Q

「もにす認定制度」って？

A

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業（常時雇用する労働者の数が300人以下である事業主）を認定する制度です。

認定事業主は、自社の商品・サービスや広告等に「もにすマーク」を表示することが可能です。また、厚生労働省では、認定企業における障害者雇用の取り組みをホームページに掲載したり、ハローワークでの積極的な周知広報を行うことで、認定企業の社会的認知度を高めます。

Q

「認定事業主」になるには
どのような手続きがありますか？

A

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

